

自転車に安全に乗ろう

自転車に乗るときは、いろいろなことに気を付けなくてはなりません。交通事故にあわないためにも、自転車の安全な乗り方について学んだことをしっかりおさらいしましょう。

年 組	名 前
-----	-----

DVD

① どうすれば事故が防げたか考えてみよう

発てん編チャプター1を思い出しながら答えてね

A 友だちと競争することになった主人公は交差点に差しかかりました。先に行ってしまった友だちを追うように交差点に入ったしゅんかん、右側から左折してきた自動車としょうつつし、大けがをしまいました。



1. 事故が起きる前、主人公はどんな気持ちだった？
2. 事故が起きたときの場所や状況は？
3. どうすれば事故が防げた？

B 夕方、自転車に乗っていた主人公は、家に帰ろうと急いでいました。坂道を下って交差点に差しかかったところ、歩行者と出会い頭でしょうつつしてしまい、歩行者に大けがをさせてしまいました。

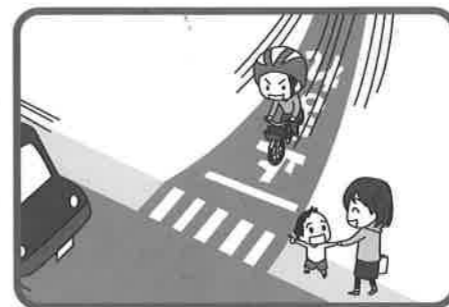


1. 事故が起きる前、主人公はどんな気持ちだった？
2. 事故が起きたときの場所や状況は？
3. どうすれば事故が防げた？

② どんな危険があるか、どのように行動したら安全か考えてみよう



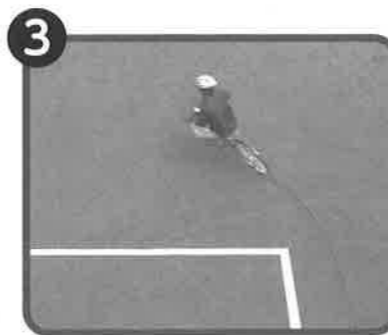
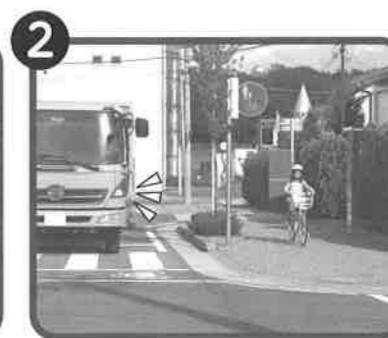
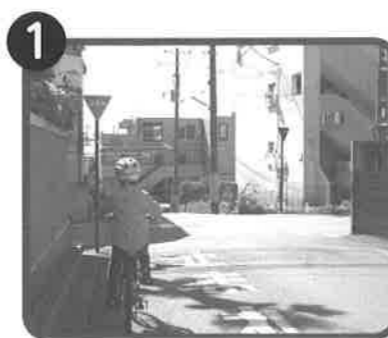
1. 交差点で飛び出す



2. 坂道でスピードを出して走る

チャレンジワーク!

写真の場所でどのような危険があるか、どのように行動したらよいかを考えて発表しよう!



- ① 見通しの悪い交差点
- ② 曲がってくる車の横
- ③ 早いスピードで角を曲がる
- ④ ちゅう停車中の車のすぐ横を通る

保護者のみなさまへ

交通安全に関するお知らせ

高学年になると、自分一人やお友だち同士で自転車に乗るお子さまも増えてきます。目の届かないところで、無理な走行や危険行為をすることがないように、ふだんから十分に気をつけてください。自転車での事故は、被害者になる危険だけでなく、加害者になる可能性もあります。様々なケースについて、日常生活の中でお子さまと話し合う機会を持ち、事故を未然に防いでください。また昨今、自転車保険・共済加入の義務化が進んでいます。自転車は被害者だけでなく加害者になる可能性もあります。万が一に備え、積極的に加入しましょう。

自転車安全利用五則

自転車は軽車両です。自転車に乗るときに守らなくてはならない特に重要で基本的なルール「自転車安全利用五則」を覚えさせましょう。

① 自転車は、車道が原則、歩道は例外

道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられています。したがって、歩道と車道の区別があるところは車道通行が原則です。

※歩道に「普通自転車歩道通行可」の標識等があるとき、13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者、身体の不自由な人が自転車を運転する時など一部例外があります。

② 車道は左側を通行

自転車は、道路の左端に寄って通行しなければなりません。

③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

歩道では、すぐに停止できる速度で、歩行者の通行を妨げる場合は一時停止しなければなりません。

④ 安全ルールを守る

- 飲酒運転は禁止
- 夜間はライトを点灯
- 二人乗りは禁止
- 信号を守る
- 並進は禁止
- 交差点での一時停止と安全確認

⑤ 子どもはヘルメットを着用

児童・幼児の保護責任者は、児童・幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるようにしましょう。

自転車乗用の加害者リスクについて

車両である自転車が法令違反等により交通事故を起こした場合、自動車等での事故と同様に、様々な責任が生じます。「懲役」「禁錮」「罰金」「料料」の処罰を受ける刑事上の責任。そして損害賠償の責任を問われる民事上の責任。さらに事故の相手側をお見舞いするなど、誠意ある謝罪が求められる道義的な責任等があります。これらの責任は、未成年といえども免れることはできません。

賠償額(※)	事故の概要
9,521万円	男子小学生(11歳)が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性(62歳)と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。(神戸地方裁判所、平成25(2013)年7月4日判決)

(※)賠償額は、判決文で加害者が支払いを命じられた金額です(上記金額は概算額)。

出典:一般社団法人 日本損害保険協会ホームページ

子どもたちからのメッセージ

学校で見たDVDの内容を下に書いて、おうちの人に教えてあげましょう

守っているかな? 自転車に乗るときのお約束

いつも見えるところにはってね!

▶ 自転車安全利用五則を覚えよう

自転車は軽車両です。乗り方をあやまると、たいへん危険な乗り物になってしまう点でも、自動車と同じ。まず基本的な交通ルールを守りましょう。



■ 自転車安全利用五則 ■

① 自転車は、車道が原則、歩道は例外

道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられています。したがって、歩道と車道の区別があるところは車道通行が原則です。

※歩道に「普通自転車歩道通行可」の標識等があるとき、13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者、身体の不自由な人が自転車を運転する時など一部例外があります。

② 車道は左側を通行

自転車は、道路の左はしに寄って通行しなければなりません。

③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

歩道では、すぐに停止できる速度で、歩行者の通行をさまたげる場合は一時停止しなければなりません。

④ 安全ルールを守る

- 飲酒運転は禁止
- 夜間はライトを点灯
- 二人乗りは禁止
- 信号を守る
- 並進は禁止
- 交差点での一時停止と安全確認

⑤ 子どもはヘルメットを着用

児童・幼児の保護責任者は、児童・幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるようにしましょう。

⚠ もしも事故を起こしたら

交通事故にあたり、起こしたら、周りの大人の人に助けを求め、警察や救急車を呼んでもらったり、おうちの人に連絡してもらいましょう。

▶ いろいろな路側帯

路側帯とは、歩道のない道路で、歩行者の通行などのために白線によって区分された道路のはしの帯状の部分です。白線には3つの種類があります。

路側帯の種類

●「路側帯」

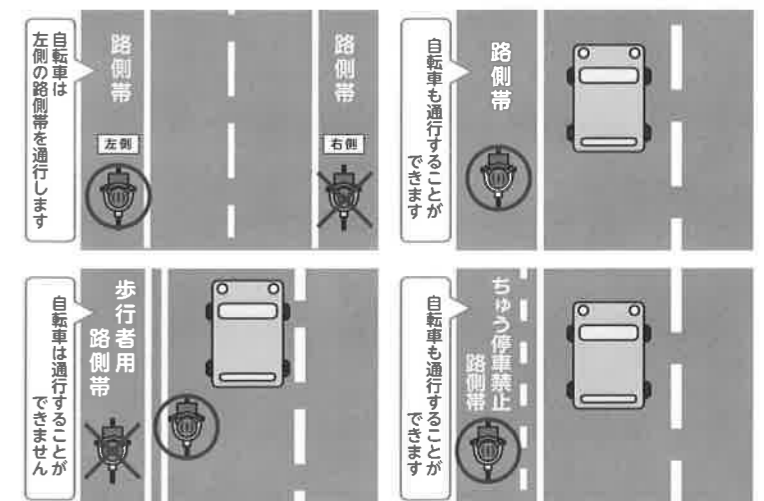
実線1本の路側帯がある場所では、道路左側の路側帯に限って、自転車は通行できます。

●「歩行者用路側帯」

白い実線が2本の路側帯で、車両は中には入れません。自転車も通行できません。

●「ちゅう停車禁止路側帯」

白い実線と破線の路側帯で、道路左側の路側帯に限って、自転車は通行できます。



～豊かで安心して暮らせる
地域社会づくりを～

JA共済は、皆さまが豊かで安心して暮らすことのできる地域社会づくりに貢献するため、さまざまな地域貢献活動の一環として交通安全啓発活動に取り組んでおります。HPでは他にも交通安全教育に役立つ情報についてご紹介しております。
<https://social.ja-kyosai.or.jp/contribution/purpose03.html>

